

令和4年度

浜田市健全化判断比率及び  
浜田市資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員



監 第 138 号  
令和 5 年 8 月 16 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 岡 本 正 友

令和 4 年度浜田市健全化判断比率及び  
浜田市資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について、審査を終了しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

## 目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の主な実施内容	1
第5	審査の期間	1
第6	審査の結果	1
第7	審査概要及び意見	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	7
(3)	実質公債費比率	9
(4)	将来負担比率	13
(5)	令和3年度数値から見た県内8市の比較	17
(6)	令和3年度数値から見た類似団体4市の比較	18
3	資金不足比率の状況	19
4	まとめ及び意見	21
〈参考〉	10年間の健全化判断比率の推移	24
	人口1人当たりで見た類似団体比較（令和3年度）及び財政力指数（令和3年度）	27

### (注)

- 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。  
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率については、国の算出基準に基づき、表示単位未満を切り捨てた。
- 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 「—」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

# 令和4年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の種類

決算審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

## 第2 審査の対象

- 1 令和4年度浜田市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び令和4年度浜田市公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）（以下「財政健全化法」という。）第3条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
  - ア 実質赤字比率
  - イ 連結実質赤字比率
  - ウ 実質公債費比率
  - エ 将来負担比率
- 2 令和4年度浜田市特別会計歳入歳出決算及び令和4年度浜田市公営企業会計決算に基づく財政健全化法第22条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に準拠して作成されているか、また、関係書類の計数と一致しているか。

## 第4 審査の主な実施内容

審査の着眼点に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、浜田市監査基準に準拠した審査手続きにより実施した。

## 第5 審査の期間

令和5年6月1日から同年8月16日まで

## 第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸帳簿と符合し、適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

## 第7 審査概要及び意見

審査の概要及び意見については、次のとおりである。

# 1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

## 算定対象会計

法令等の区分		当市の該当会計	比率			
			健全化判断	資金不足		
一般会計等	一般会計	一般会計	実質赤字比率			
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	連結実質赤字比率	実質公債費比率		
		国民健康保険特別会計（直診勘定）				
		駐車場事業特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	公営企業会計（法適用企業）	水道事業会計			将来負担比率	資金不足比率
		工業用水道事業会計				
		公共下水道事業会計				
	公営企業会計（法非適用企業）	農業集落排水事業特別会計				
		漁業集落排水事業特別会計				
		生活排水処理事業特別会計				
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合					
	島根県後期高齢者医療広域連合					
	浜田地区広域行政組合					
地方公社、第三セクター等	浜田市土地開発公社、三セク等					

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

※公共下水道事業特別会計は、令和2年度より公営企業法の法適用となった。

※浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合は、令和3年12月末で解散した。

※法適用、法非適用の「法」は、地方公営企業法をいう。

※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定される。

※一般会計等は、普通会計の範囲に相当する。

## 2 健全化判断比率の状況

令和4年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表1 健全化判断比率の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	— %	— %	— %	12.46 %	20.00 %
(2)連結実質赤字比率	—	—	—	17.46	30.00
(3)実質公債費比率	10.7	10.9	10.8	25.0	35.0
(単年度比率)	(10.30)	(11.08)	(11.13)		
(4)将来負担比率	44.1	29.4	20.9	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計ともに、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値、下段()は単年度の実質公債費比率。

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、令和4年度の各健全化判断比率に対するもの。

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、浜田市の財政規模に応じた基準。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため、該当の数値はない。

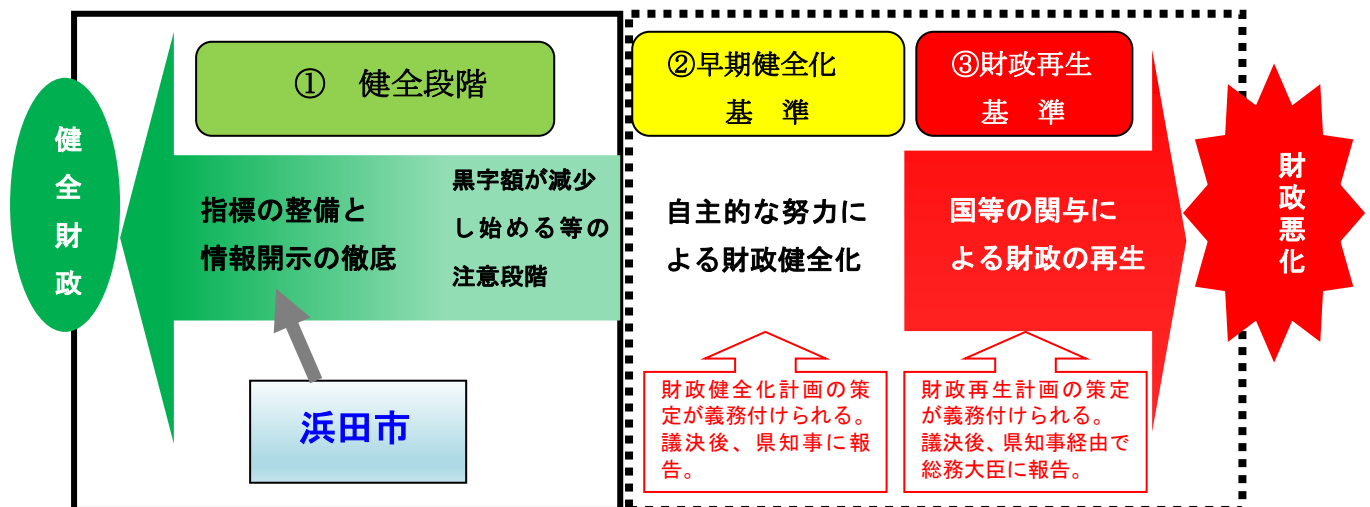
実質公債費比率は10.8%で、前年度に比べ0.1ポイント低下(改善)している。早期健全化基準(25.0%)、財政再生基準(35.0%)を下回っている。

なお、単年度の実質公債費比率は、令和4年度は11.13%で前年度よりも0.05ポイント上昇(悪化)しているが、3カ年平均では0.1ポイント改善している。

将来負担比率は20.9%で、前年度に比べて8.5ポイント低下(改善)している。なお、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

浜田市の比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、国の示す基準から見ると浜田市の財政は健全段階の範囲にあると認められる。

図1 《浜田市における健全化判断比率の健全性のイメージ》



健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、地方公共団体の財政の健全性を判断する指標であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標で構成される。(財政再生基準は、将来負担比率を除く3つの指標による。)

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質収支額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。※黒字である場合、負の値（△）で表示される。

<b>【計算式】</b> 一般会計等の実質赤字額 (A) <b>実質赤字比率</b> = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$	$\Delta 5.43 = \frac{11 \text{ 億 } 500 \text{ 万 } 4 \text{ 千円}}{203 \text{ 億 } 4,488 \text{ 万 } 9 \text{ 千円}}$
--	--

一般会計等実質収支額(A)は、11 億 500 万 4 千円の黒字で、実質赤字比率は△5.43%（△は、黒字を意味している。以下同じ。）となり、算定されないことを確認した。

表 2 実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度 (b)	令和 4 年度 (a)	増減 (a) - (b)
実質赤字比率 (A / B)	△3.25 %	△5.18 %	△5.43 %	△0.25 <small>ポイント</small>

表 3 一般会計等における収支の状況

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
歳入総額	億 万円 440   2690   2	億 万円 423   7236   5	億 万円 421   0383   3	億 万円 △2   6853   2	% △0.6
歳出総額	432   7233   5	409   6290   9	407   0378   5	△2   5912   4	△0.6
歳入歳出差引額	7   5456   7	14   0945   6	14   0004   8	△   940   8	△0.7
翌年度に繰り越すべき財源	8927   6	3   2368   2	2   9504   4	△   2863   8	△8.8
一般会計等実質収支額 (A)	6   6529   1	10   8577   4	11   0500   4	1923   0	1.8

### (歳入総額について)

歳入総額は 421 億 383 万 3 千円で、前年度比で 2 億 6,853 万 2 千円 (0.6%) 減少している。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減及び子育て世帯臨時特別給付金給付費の減による国庫支出金の減が挙げられる。国庫支出金全体では 75 億 4,669 万 8 千円で、前年度比 11 億 5,890 万 9 千円 (213.3%) の減少となっている。

地方交付税は 128 億 9,380 万 3 千円となり、前年度比 2 億 1,623 万 3 千円 (1.6%) の減少となった。

一方で、繰上償還に伴う減債基金繰入金の皆増により、繰入金は前年度比 7 億 8,233 万 6 千円 (62.7%) 増となっている。市税は 73 億 7,702 万 3 千円となり微増している。

翌年度に繰り越すべき財源については、ふるさと応援基金を財源とした防災行政無線中継設備修繕経費などがあるものの、前年度は市有財産有効活用推進基金を財源とした公設水産物仲買売場解体工事など多額のものがあったため、2 億 9,504 万 4 千円となり、前年度比で 2,863 万 8 千円 (8.8%) の減少となっている。



(歳出総額について)

歳出については407億378万5千円となり、前年度比で2億5,912万4千円(0.6%)の減少となっている。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のため実施された子育て世帯臨時特別給付金給付事業の減及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の減により、扶助費が72億5,855万5千円となり前年度比で9億4,342万6千円(11.5%)減少したことが挙げられる。

一方で歳出の増加要因としては、令和3年8月に発生した豪雨災害に係る災害復旧工事の実施等の増により災害復旧事業費が12億4,174万6千円となり、前年度比8億1,444万6千円(190.6%)増加したことや、普通建設事業費が53億5,250万9千円となり、前年度比2億7,587万1千円(5.4%)増加したこと、物件費が45億6,297万4千円となり、前年度比1億3,562万7千円(3.1%)の増となったことが挙げられる。

その結果、歳入決算額及び歳出決算額はともに減となり、歳入決算額の減が大きかったことから歳入歳出差引額は減となったものの、翌年度に繰り越すべき財源の減が大きかったことから、実質収支は結果として約1,923万円(1.8%)増加している。

但し、剰余金は地方財政法第7条において、翌年度中に二分の一を下らない金額を積み立てることとなっており、残りが超過収入となった国や県からの支出金に対する返還金の財源となる。約11億円の黒字の内、約5.7億円については、翌年度に国へ返還するものであるため、実態としては算定上の金額より大幅に低い額となることには留意が必要である。近年、国・県に対する返還金が増加してきており、このことが黒字が増加した要因となっている。

表4 標準財政規模の内訳

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			対前年度比較			
	増減額			増減率									
標準税収入額等	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	億	万	千円	%
標準税収入額等	88	6121	8	85	6574	6	88	3797	8	2	7223	2	3.2
普通交付税額	108	2681	0	114	7062	3	112	5296	2	△2	1766	1	△1.9
臨時財政対策債発行可能額	7	3730	2	9	2011	3	2	5394	9	△6	6616	4	△72.4
合計(標準財政規模)(B)	204	2533	0	209	5648	2	203	4488	9	△6	1159	3	△2.9

(注) 標準財政規模とは、一般財源の標準的な規模を示す指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えたものである。

(標準財政規模について)

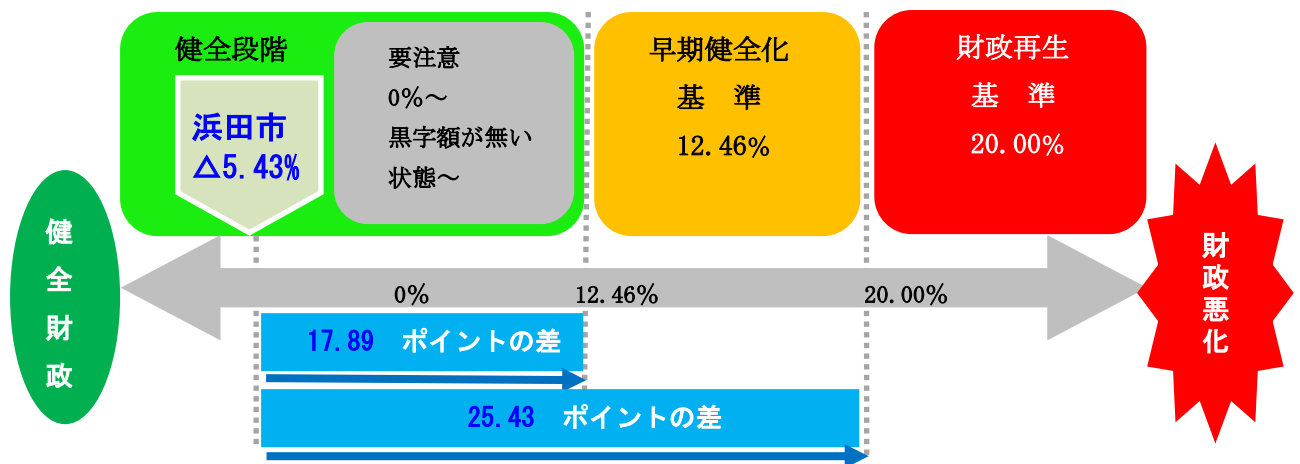
実質赤字比率の分母となる標準財政規模(B)は、203億4,488万9千円で、前年度に比べ6億1,159万3千円(2.9%)減少している。主な要因は以下のとおりである。

まず、標準税収入額等は88億3,797万8千円となり前年度比で2億7,223万2千円(3.2%)増加している。法定普通税について、市町村民税の増額により増となっており、地方譲与税等についても増となっている。

普通交付税は112億5,296万2千円で、前年度比で2億1,766万1千円（1.9%）減少している。個別算定経費について、前年度に続いて追加交付があったものの基準財政需要額は減となり、法定普通税の増によって基準財政収入額が増となっているため、全体では減額となっている。

臨時財政対策債発行可能額は2億5,394万9千円となり、前年度比6億6,616万4千円（72.4%）の大幅な減少となっている。財源不足額、補正係数ともに減となり、大幅な減額となっている。

図2 《 【実質赤字比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額が赤字の際に、その実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

<b>【計算式】</b> $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$	$\Delta 13.64 = \frac{27 \text{ 億 } 7,670 \text{ 万 } 4 \text{ 千円}}{203 \text{ 億 } 4,488 \text{ 万 } 9 \text{ 千円}}$
--	---

連結実質収支額は、27 億 7,670 万 4 千円の黒字で、前年度に比べ 3,415 万 2 千円 (1.2%) 黒字が減少しているものの、分母の標準財政規模が、前年度に比べ 6 億 1,159 万 3 千円 (2.9%) 減少しているため、連結実質赤字比率は  $\Delta 13.64\%$  となり、算定されないことを確認した。(※ 黒字である場合、負の値 ( $\Delta$ ) で表示される)

表 5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度 (b)	令和 4 年度 (a)	増減 (a) - (b)
連結実質赤字比率 ( (A+B) / C )	$\Delta 11.50$ %	$\Delta 13.41$ %	$\Delta 13.64$ %	$\Delta 0.23$ ポイント

表 6 各会計における連結実質収支の状況

会計名		実質収支額／資金不足・剰余額				
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	対前年度比較	
		億 万円	億 万円	億 万円	増減額	増減率
一般会計等 (A)	一般会計	6 6529 1	10 8577 4	11 0500 4	1923 0	1.8
公営事業会計 (B)	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計					
	国民健康保険特別会計 (事業勘定)	3820 4	4568 9	2576 7	$\Delta$ 1992 2	$\Delta 43.6$
	国民健康保険特別会計 (直診勘定)	0	0	0	0	—
	駐車場事業特別会計	0	0	373 0	373 0	皆増
	後期高齢者医療特別会計	2213 4	2017 8	2193 9	176 1	8.7
	公営企業 (法適用)					
	水道事業会計	12 5964 8	12 9311 0	12 3561 8	$\Delta$ 5749 2	$\Delta 4.4$
	工業用水道事業会計	3 5256 2	3 4978 4	3 6262 6	1284 2	3.7
	公共下水道事業会計	1177 9	1626 3	2178 5	552 2	34.0
	公営企業 (法非適用)					
農業集落排水事業特別会計	4 6	5 4	15 9	10 5	194.4	
漁業集落排水事業特別会計	3	4	7	3	75.0	
生活排水処理事業特別会計	1 2	0	6 9	6 9	皆増	
合計 (連結実質収支額) (A+B)		23 4967 9	28 1085 6	27 7670 4	$\Delta$ 3415 2	$\Delta 1.2$
標準財政規模 (C)		204 2533 0	209 5648 2	203 4488 9	$\Delta$ 6 1159 3	$\Delta 2.9$

※公共下水道事業特別会計は、令和 2 年度決算から地方公営企業法の法適用とされた。

一般会計等の実質収支額は、(1) の実質赤字比率で記載したとおり 11 億 500 万 4 千円となり、前年度より 1,923 万円 (1.8%) 増加している。

**(公営事業会計における実質収支について)**

一般会計等以外で増減の大きい会計は、国民健康保険特別会計 (事業勘定) 実質収支額が、2,576 万 7 千円となり、前年度比 1,992 万 2 千円 (43.6%) の減少となっている。

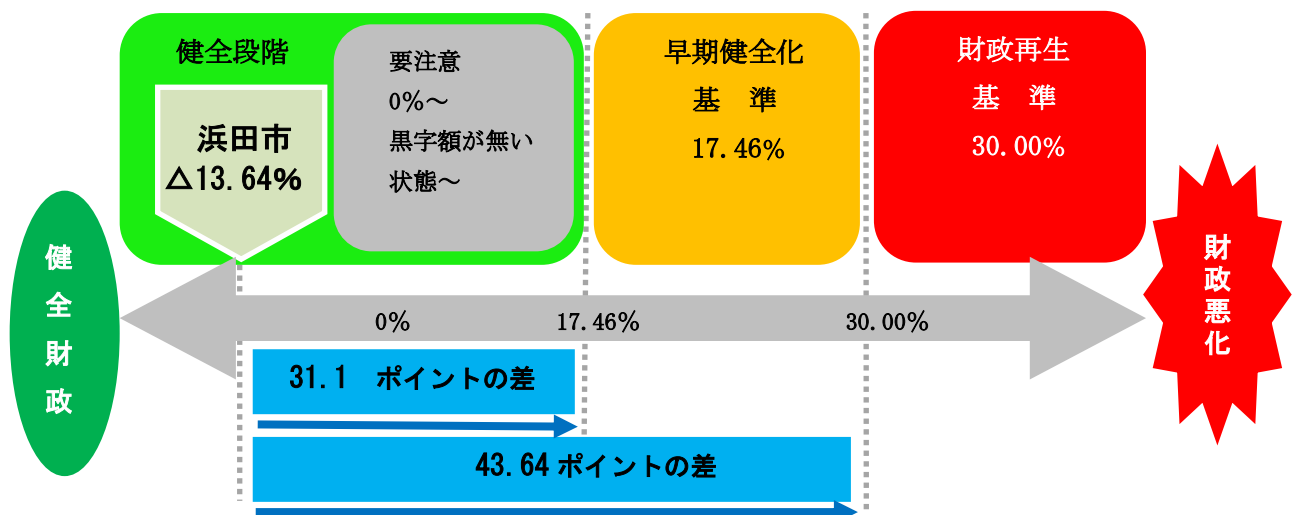
水道事業会計の実質収支額は、12 億 3,561 万 8 千円となり、前年度比 5,749 万 2 千円 (4.4%) の減少となっている。令和 4 年度決算においては、算定上の流動資産の減少が、流動負債 (建設改良企業債分を除く) の減少を上回ったためである。

公共下水道事業会計については、算定上の流動資産の増加が、流動負債の増加を上回ったため、実質収支額は 2,178 万 5 千円となり、前年度比で 552 万 2 千円 (34.0%) 増加している。国の方針に基づいて、浜田市においても財務情報を適切に把握して事業を行うため、令和 2 年度から地方公営企業法の適用を実施しているが、一般会計からの基準外繰入金により黒字を維持している実態がある。令和 4 年度の一般会計からの基準外繰入金は、2 億 787 万 7 千円である。過去の投資事業に係る償還財源等に充てる財源や更新投資等に充てる財源が確保出来ていないことが要因であり、今後見込まれる管渠の更新や市街地整備において多額の経費が生じることから引き続き繰入金に依存することが予想される。今後も、公営企業法の適用により明らかとなる経営成績や財政状況の分析結果に基づき、経営効率化を図り、汚水私費の原則に立ち戻って適正な料金の在り方についても検討していくことが求められる。

農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計についても、令和 6 年度から法適化されるため、同様の観点で動向を注視していく必要がある。

なお、公共下水道事業会計以外にも、一般会計からの赤字補填を行っている地方公営企業法非適用の会計は次のとおりである。各会計における一般会計からの基準外繰入金の額は、農業集落排水事業特別会計が 6,514 万 5 千円、漁業集落排水事業特別会計が 654 万 7 千円、生活排水処理事業特別会計が 2,162 万 1 千円、国民健康保険特別会計 (直診勘定) が 5,082 万 1 千円となっている。

図 3 《 **【連結実質赤字比率】** 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ 》



### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{地方債の元利償還金(A)} \\ + \\ \text{準元利償還金(B)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{償還のための特定財源(C)} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模(E)} - \left[ \begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額(D)} \end{array} \right]}$$

この比率が18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

$$10.8 = \frac{\left[ \begin{array}{c} 53 \text{ 億 } 9,918 \text{ 万 } 9 \text{ 千円} \\ + \\ 11 \text{ 億 } 6,066 \text{ 万 } 3 \text{ 千円} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} 8,944 \text{ 万円} \\ + \\ 47 \text{ 億 } 3,281 \text{ 万 } 5 \text{ 千円} \end{array} \right]}{203 \text{ 億 } 4,488 \text{ 万 } 9 \text{ 千円} - 47 \text{ 億 } 3,281 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}}$$

(11.13)

実質公債費比率は、3カ年平均(令和2年度から令和4年度)が10.8%となり、前年度に比べ0.1ポイント低下(改善)し、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。

単年度では11.13%となり、前年度と比べ0.05ポイント上昇(悪化)している。

表7 実質公債費比率の推移

区 分	令和2年度	令和3年度(b)	令和4年度(a)	増減(a) - (b)
実質公債費比率(3カ年平均) ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	10.7 %	10.9 %	10.8 %	ポイント △0.1
実質公債費比率(単年度)	(10.30)	(11.08)	(11.13)	(0.05)

図4 実質公債比率の推移

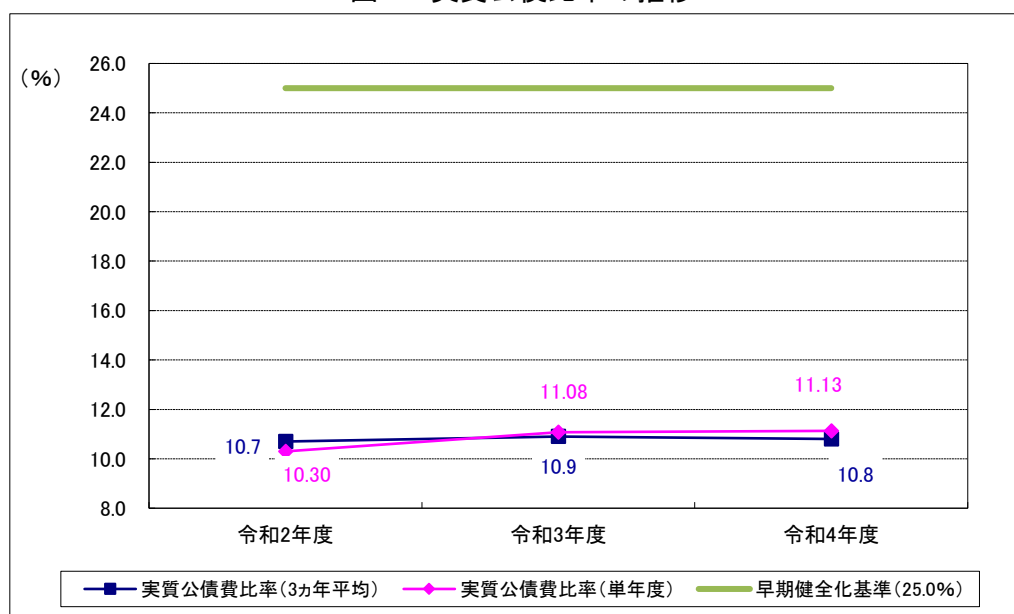


表 8 実質公債費比率の内訳

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	対前年度比較	
					増減額	増減率
(分子)	地方債の元利償還金 (A) (公債費充当一般財源等)	億 万 千円 52 9251 1	億 万 千円 54 0347 4	億 万 千円 53 9918 9	億 万 千円 △ 428 5	% △0.1
	準元利償還金 (B)	13 9042 3	12 8912 4	11 6066 3	△1 2846 1	△10.0
	特定財源(控除) (C)	1 3487 5	1 1866 2	8944 0	△ 2922 2	△24.6
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	49 5397 0	47 8208 4	47 3281 5	△ 4926 9	△1.0
	分子合計 (A+B)-(C+D)	15 9408 9	17 9185 2	17 3759 7	△ 5425 5	△3.0
(分母)	標準財政規模 (E)	204 2533 0	209 5648 2	203 4488 9	△6 1159 3	△2.9
	元利償還金・準元利償還金に係る基 準財政需要額算入額(控除) (D)	49 5397 0	47 8208 4	47 3281 5	△ 4926 9	△1.0
	分母合計 (E-D)	154 7136 0	161 7439 8	156 1207 4	△5 6232 4	△3.5
実質公債費比率 (単年度)		% 10.30	% 11.08	% 11.13	ポイント 0.05	
実質公債費比率 (3 カ年平均)		10.7	10.9	10.8	△0.1	

分子については、以下のとおりである。

#### (元利償還金について)

元利償還金(繰上償還除く)は 53 億 9,918 万 9 千円で、前年度と比べ 428 万 5 千円(0.1%)減少している。平成 18 年度の 66 億 1,264 万 2 千円をピークに減少が続き、平成 27 年度の 46 億 8,436 万 2 千円まで減少したが、その後、平成 28 年度算定から増加に転じ、6 年間連続で増加となっていたが、今回算定では対前年度 428 万 5 千円の減少となり、7 年ぶりの減少となった。これは、過疎対策事業債や災害復旧事業債等の新発債の償還が増 (H30 本借 過疎債：高度衛生管理型荷捌所整備事業 300,300 千円(借入額)、R1 本借 災害：29 災補助(過年災借入) 139,200 千円(借入額))となっているものの、これまで増加を続けていた合併特例債の増加幅が少なくなったことや、その他事業債において償還完了(H13 借：地方道路等整備事業債 367,600 千円(借入額))による償還金の減少が大きかったことが主な要因となっている。

#### (準元利償還金について)

準元利償還金全体は 11 億 6,066 万 3 千円で、前年度と比べ 1 億 2,846 万 1 千円(10.0%)の減少となっている。これは、一部事務組合(浜田地区広域行政組合)に係る地方債償還金が令和 3 年度で完了したためである。

一方、公営企業に係る地方債償還金については、農業集落排水事業の元利償還金の増に伴い元利償還金に対する繰出基準額が増となったことから対前年度比では 7,597 千円の増となっている。

#### (特定財源について：元利償還金及び準元利償還金から控除)

元利償還金及び準元利償還金から控除する財源については、特定財源(地方債を財源とする貸付金の償還金と公営住宅使用料等)が 8,944 万円で、前年度比で 2,922 万 2 千円(24.6%)減少している。また、特定財源においては、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金(転貸債等)の償還完了により充当可能額が減少となっている。

特定財源については、市が支援する学校法人への貸付金の返済分も含まれるため、今後も経営状況を注視しながら確実な返済がされるよう努められたい。

また、市が出資する第三セクターに対する貸付金の返還も含まれているため（令和4年度は返済猶予）、今後も、経営状況を十分に注視し、返還が実行されるよう努められたい。

#### **（基準財政需要額算入額について：元利償還金及び準元利償還金から控除）**

分子から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（公債費のうち交付税措置される額）は47億3,281万5千円で、前年度比4,926万9千円（1.0%）減となっている。

事業費補正算入、公債費算入、密度補正算入全てにおいて減少したが、特に、事業費補正で、前年度比3,075万6千円（9.1%）の減少となっている。この主な要因は、清掃費の平成18年度借入分が償還完了となったことである（エコクリーンセンター整備 5億7,310万円（借入額））。

控除財源（特定財源と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）のトータルは48億2,225万5千円となり、対前年度比7,849万1千円（1.6%）の減となった。

その結果、控除できる特定財源と基準財政需要額が減少したが、元利償還金と準元利償還金の合計が65億5,985万2千円で、前年度比1億3,274万6千円（2.0%）減少したため、分子全体額は、17億3,759万7千円となり、対前年度比で5,425万5千円（3.0%）減少し、比率を改善する要因となっている。

#### **（分母：標準財政規模と基準財政需要額算入額（控除）について）**

次に分母について、標準財政規模は、(1) 実質赤字比率（P5）で記載したとおり、203億4,488万9千円で、前年度に比べ6億1,159万3千円（2.9%）減少している。

地方交付税（臨財債含む）は、昨年度に続き追加交付（臨時経済対策費1億8,414万9千円）があったものの昨年度の追加交付額が大きかったため前年度比で減少となった。（普通交付税で対前年度2億1,766万1千円の減、臨財債で対前年度6億6,616万4千円の減）。

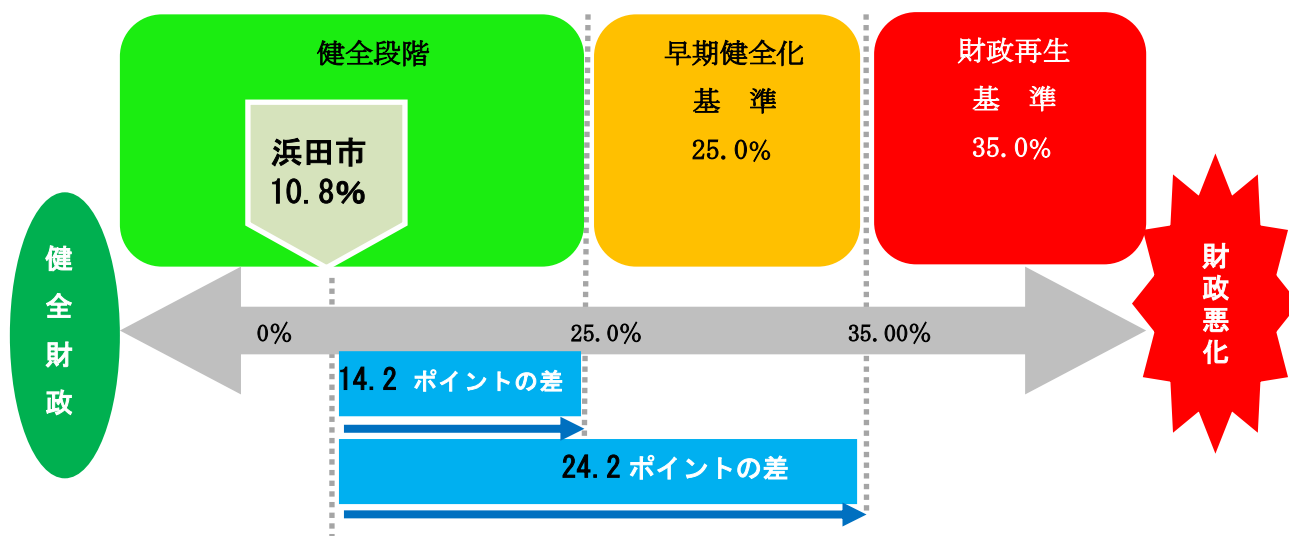
次に、標準収入額等については、法定普通税のうち市町村民税の増加が大きく、地方譲与税等・各種交付金ともに増加となったため、対前年度で2億7,223万2千円の増となっている。

標準財政規模から控除する元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、47億3,281万5千円で、前年度と比べ4,926万9千円（1.0%）減少している。

結果として、分母全体では156億1,207万4千円となり、前年度と比べ5億6,232万4千円（3.5%）減少していることにより、比率にはマイナス要因となっている。

分子の減少よりも、分母の減少幅の方が大きいいため、単年度の比率は増（悪化）となった。単年度で見れば分母の減による影響が大きいことから比率は増となっており、3ヶ年度平均で見れば分母の増による影響が大きいことから、比率は減となっている。

図5 《【実質公債費比率】 早期健全化基準及び財政再生基準との比較イメージ》





#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した実質的な将来負担額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標である。

連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化4指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。

比率は次の算式による。

$$\text{【計算式】} \quad \text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A)} - \left[ \begin{array}{l} \text{① 充当可能基金額} + \text{② 特定財源見込み額} \\ \text{+ ③ 地方債現在高等に係る基準財政需要額} \\ \text{算入見込額 (B)} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模 (C)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

$$20.9 = \frac{588 \text{ 億 } 2,371 \text{ 万 } 7 \text{ 千円} - \left[ \begin{array}{l} 144 \text{ 億 } 61 \text{ 万 } 4 \text{ 千円} + 10 \text{ 億 } 6,510 \text{ 万 } 3 \text{ 千円} \\ + 400 \text{ 億 } 9,472 \text{ 万 } 9 \text{ 千円} \end{array} \right]}{203 \text{ 億 } 4,488 \text{ 万 } 9 \text{ 千円} - 47 \text{ 億 } 3,281 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}}$$

将来負担比率は20.9%で、前年度の29.4%と比べ8.5ポイント大幅に低下(改善)しており、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

表9 将来負担比率の推移

区 分	令和2年度	令和3年度 (b)	令和4年度 (a)	増減(a) - (b)
将来負担比率 ( (A-B) / (C-D) )	44.1 %	29.4 %	20.9 %	ポイント △8.5

図6 将来負担比率の推移

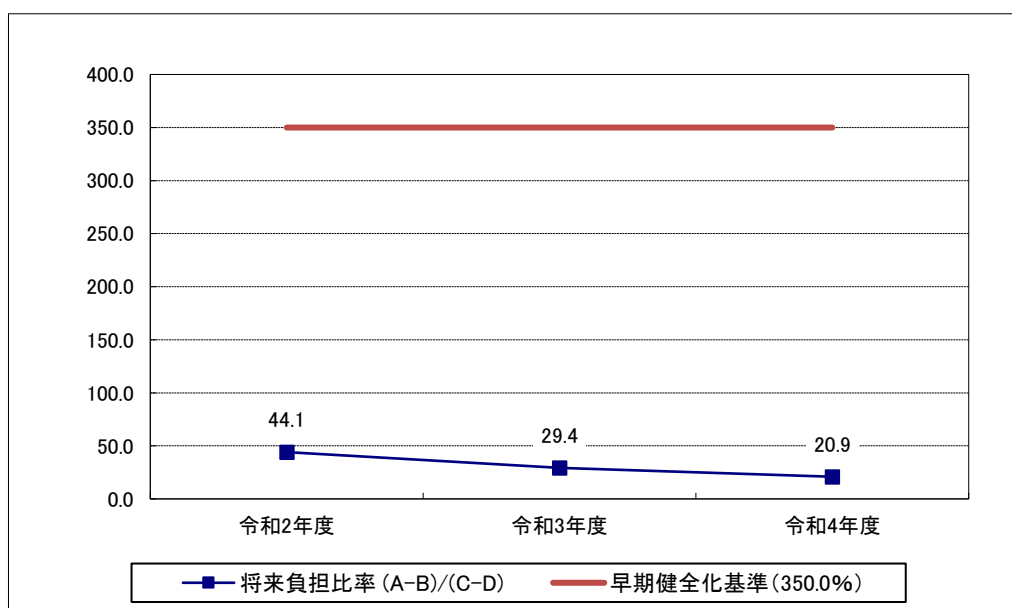


表 10 将来負担額等の状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	対前年度比較	
					増減額	増減率
(分子)	将来負担額 (A)	億 万円 665 6734 6	億 万円 630 0332 6	億 万円 588 2371 7	億 万円 △41 7960 9	% △6.6
	充当可能財源等 (B)	597 3146 2	582 3303 6	555 6044 6	△26 7259 0	△4.6
	分子 計 (A-B)	68 3588 4	47 7029 0	32 6327 1	△15 0701 9	△31.6
(分母)	標準財政規模 (C)	204 2533 0	209 5648 2	203 4488 9	△6 1159 3	△2.9
	算入公債費等の額(控除) (D)	49 5397 0	47 8208 4	47 3281 5	△ 4926 9	△1.0
	分母 計 (C-D)	154 7136 0	161 7439 8	156 1207 4	△5 6232 4	△3.5

表 11 将来負担額の内訳

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	対前年度比較	
				増減額	増減率
将来負担額 (A)	億 万円 665 6734 6	億 万円 630 0332 6	億 万円 588 2371 7	億 万円 △41 7960 9	% △6.6
地方債の残高	497 6695 7	471 5778 6	440 6755 3	△30 9023 3	△6.6
公営企業債等繰入見込額	120 3753 6	112 7347 1	102 6347 9	△10 0999 2	△9.0
組合負担等見込額	1 3474 7	0	0	0	-
退職手当負担見込額	46 2810 6	45 7206 9	44 9268 5	△ 7938 4	△1.7

(将来負担額について)

将来負担額は 588 億 2,371 万 7 千円で、前年度比 41 億 7,960 万 9 千円 (6.6%) 減少し、比率を改善することになっている。内訳及び要因は以下のとおりである。

① 地方債の残高

将来負担額のうち、地方債残高は 440 億 6,755 万 3 千円で、前年度比で 30 億 9,023 万 3 千円 (6.6%) 減少している。令和 4 年度も高速情報通信基盤整備事業や高度衛生管理型荷捌所整備事業などの大規模投資事業を実施しているものの、平成 17 年度の合併後を集中投資期間として行った大規模投資事業に係る旧合併特例債の償還が終了してきていることや繰上償還の実施(令和 4 年度は臨時財政対策債を 8 億 3,251 万 5,892 円)等により、地方債残高は平成 28 年度から連続して減少している。

② 公営企業債等繰入見込額

次に、公営企業債等繰入見込額は 102 億 6,347 万 9 千円で、前年度比で 10 億 999 万 2 千円 (9.0%) 減少している。公営企業における起債残高自体が減っていることもあり、繰入見込額は平成 26 年度から連続して減少となっている。

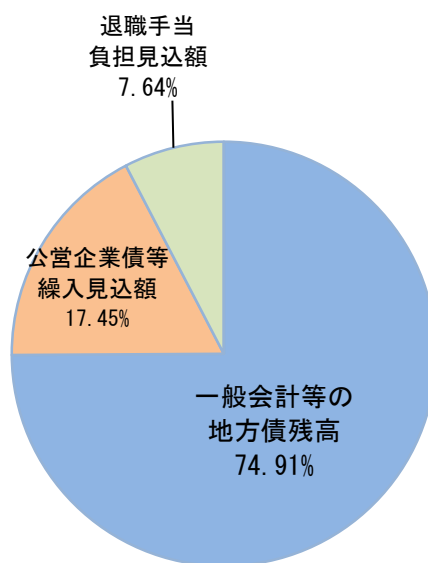
内訳は、水道事業会計が 40 億 6,822 万 4 千円、公共下水道事業会計が 31 億 3,025 万 8 千円などとなっている。

### ③ 退職手当負担見込額

44 億 9,268 万 5 千円で、前年度比で 7,938 万 4 千円（1.7%）減少している。職員数が算定上、前年度の 599 名から 579 名へ 20 名減となったためである。

将来負担額の内訳比率としては、図 7 のとおりである。

図 7 将来負担額の内訳



#### (充当可能財源等について：将来負担額から控除)

次に、将来負担額から控除できる充当可能財源等については、555 億 6,044 万 6 千円で、前年度比 26 億 7,259 万円（4.6%）減少している。

内訳は、充当可能基金は 144 億 61 万 4 千円となり、前年度比で 2 億 6,906 万 3 千円（1.8%）減少している。財政調整基金やふるさと応援基金等は増加したものの、繰上償還への活用による減債基金の減少や公共施設長寿命化等推進基金の事業充当による浜田市公共施設長寿命化等推進基金等の減少が主な要因である。

充当可能特定歳入（公営住宅使用料等）は 10 億 6,510 万 3 千円となり、前年度と比べ 7,749 万 2 千円（6.8%）減少している。

地方債を財源とする貸付金についても通常償還により償還見込額が減となった。

なお、市が出資する第三セクターや支援する学校法人に対する貸付金に係る償還見込額であるため、今後も、団体の経営状況を十分に注視しながら、確実な返済がされるよう適切な対応に努められたい。

一方、基準財政需要額算入見込額は、地方債残高の減少等により 400 億 9,472 万 9 千円となり、前年度と比べ 23 億 2,603 万 5 千円（5.5%）と大きく減少となっている。

基準財政需要額算入見込額の減少幅が大きく、充当可能財源等の合計額は大きく減少した。

将来負担比率の分子においては、充当可能財源等の減少に対し、将来負担額等の減少幅の方が大きかったため、分子は減少し比率が改善する要因となっている。

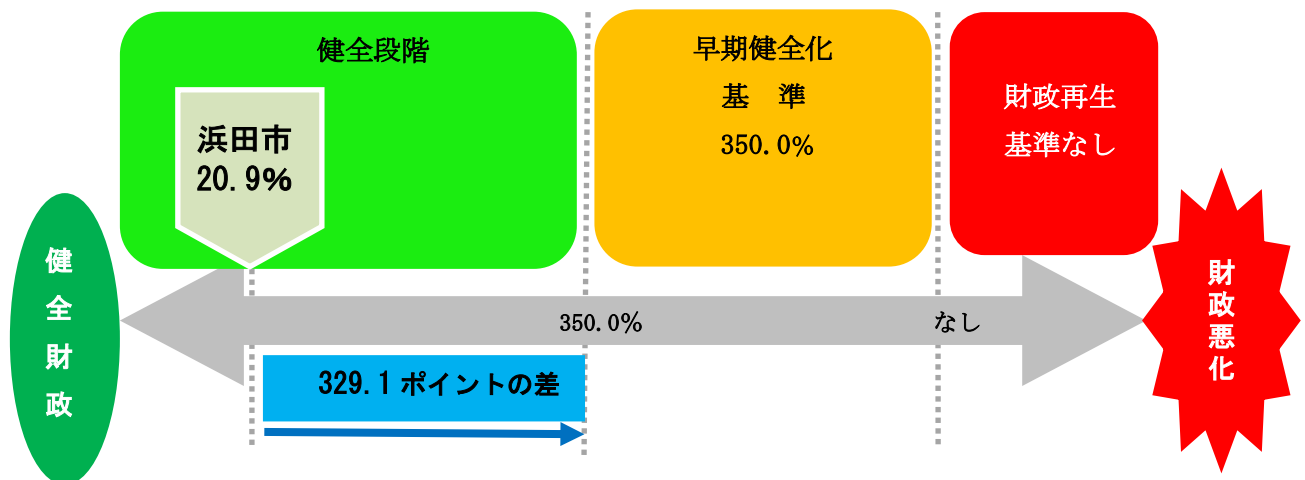
#### （分母：標準財政規模と算入公債費等（控除）について）

一方、分母については、156 億 1,207 万 4 千円で、前年度比で 5 億 6,232 万 4 千円（3.5%）減少し、将来負担比率が上がる（悪化する）要因となっている。

事業費補正算入の減少を主要因として算入公債費等が減となり、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額が大幅に減となったことから標準財政規模についても減となっている。算入公債費等の減少に対して、標準財政規模の減少幅の方が大きかったため、分母全体で減となった。

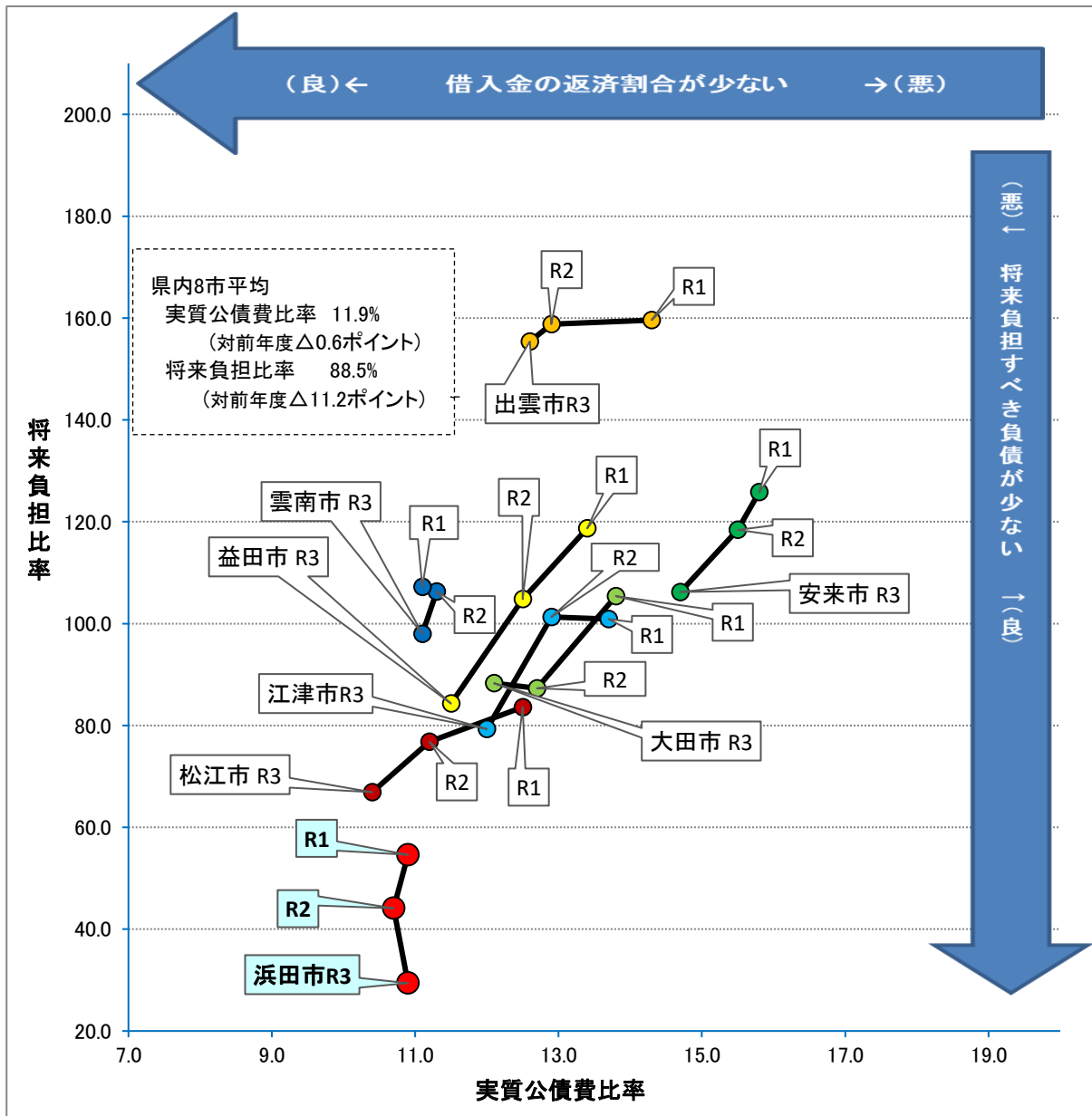
将来負担比率としては、分子、分母ともに減となり、分子の減による影響が大きかったため、結果として将来負担比率は大幅に下がっている（改善している）。

図 8 《 【将来負担比率】 早期健全化基準との比較イメージ 》



(5) 令和3年度数値から見た県内8市の比較

図9 《県内8市の実質公債費比率と将来負担比率(令和3年度)の比較イメージ》



[総務省 令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市の実質公債費比率は、平成27年度から6年連続県内1位で、令和3年度は10.9%となっている。将来負担比率は平成29年度から県内1位で、令和3年度は29.4%となっている。将来負担比率では、前年度同様松江市が2位(66.9%)、江津市が3位(79.3%)に浮上し、益田市が4位(84.3%)となった。

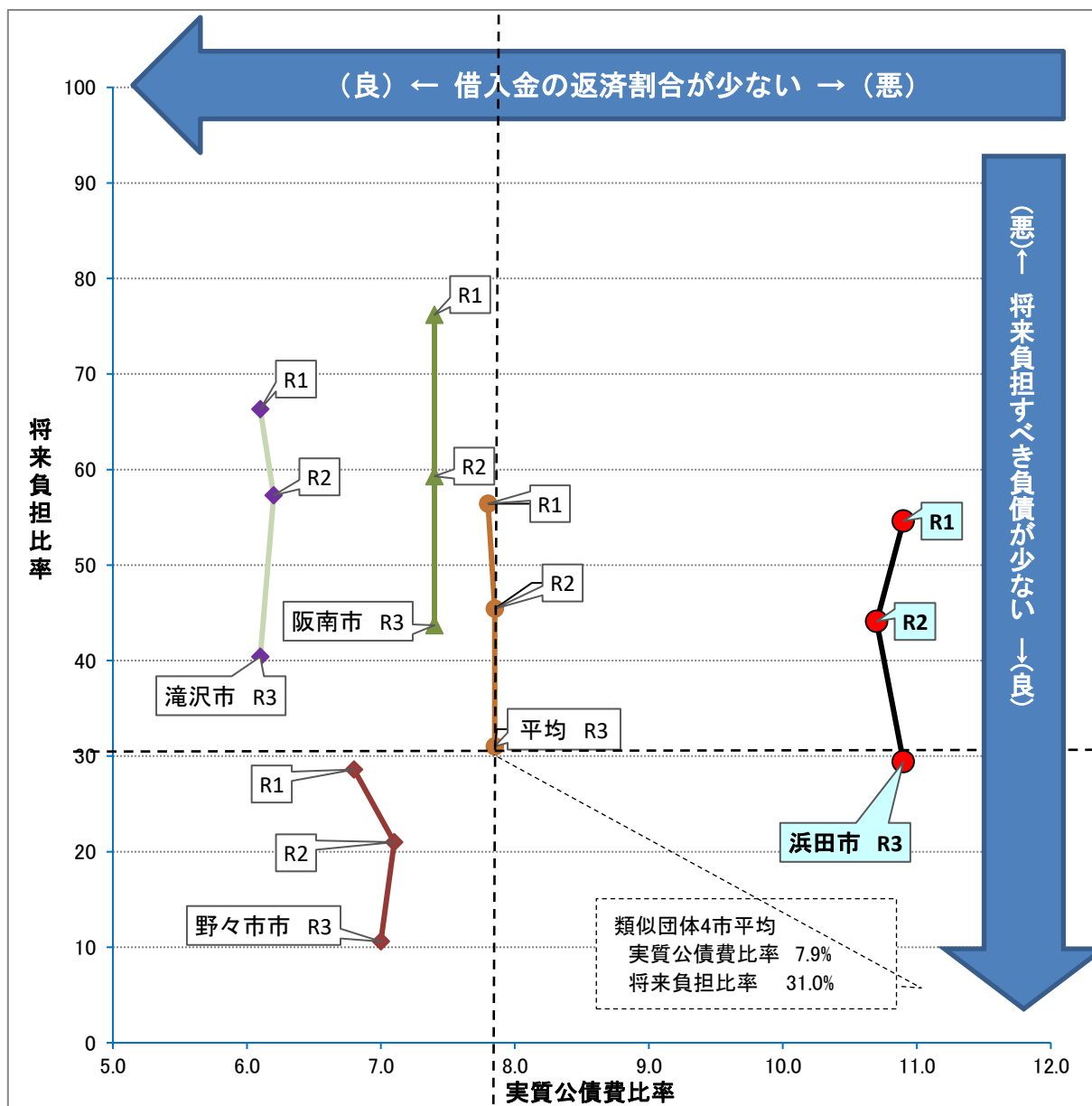
県内8市平均の将来負担比率は、対令和2年度比で11.2ポイント低下(改善)している。

表12 県内8市の実質公債費比率と将来負担比率(令和3年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
松江市	10.4%	66.9%	大田市	12.1%	88.3%
<b>浜田市</b>	<b>10.9</b>	<b>29.4</b>	安来市	14.7	106.2
出雲市	12.6	155.4	江津市	12.0	79.3
益田市	11.5	84.3	雲南市	11.1	98.0

(6) 令和3年度数値から見た類似団体4市の比較

図10 《類似団体4市の実質公債費比率と将来負担比率(令和3年度)の比較イメージ》



[総務省 令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)データより作成]

浜田市は、島根県内8市の中ではここ数年トップクラスに位置している。しかしながら、類似団体(都市Ⅱ-3)85市中の人口規模が同規模(約5万1千~5千人)の4市での比較においては、実質公債費比率は4番目、将来負担比率は2番目に位置している。浜田市以外の3市は、中核市以上の都市と隣接又は近郊に位置し、地理的条件・産業構造等の様々な要件の違いにより、同規模人口の市というだけで単純比較はできないが、一つの指標として浜田市の参考とすることができる。

表13 類似団体4市の実質公債費比率と将来負担比率(令和3年度)

市名	実質公債費比率	将来負担比率	市名	実質公債費比率	将来負担比率
滝沢市(岩手)	6.1 %	40.4 %	阪南市(大阪)	7.4 %	43.7 %
野々市市(石川)	7.0	10.6	<b>浜田市</b>	<b>10.9</b>	<b>29.4</b>
			実質公債費比率の平均 7.9%		将来負担比率の平均 31.0%

### 3 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

<p><b>【計算式】</b></p> $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$	$\text{—} = \frac{\text{—}}{\text{各会計の事業規模}}$
--	---

資金不足比率は、次のとおりである。

表 14 資金不足比率の状況

会計名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A)/(B) × 100	経営健全化基準
		千円	億 万 千円	%	%
法適用	水道事業会計	—	12 0482 1	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	9650 0	—	
	公共下水道事業会計	—	1 0430 1	—	
法非適用	農業集落排水事業特別会計	—	6918 0	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	499 2	—	
	生活排水処理事業特別会計	—	1729 0	—	

(注) 資金不足額及び資金不足比率については、資金不足がない場合「—」と表示している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

表 15 資金不足額・剰余額の状況

会計名		資金不足額・剰余額		増減(a) - (b)
		令和3年度 (b)	令和4年度 (a)	
		億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円
法適用	水道事業会計	12 9311 0	12 3561 8	△ 5749 2
	工業用水道事業会計	3 4978 4	3 6262 6	1284 2
	公共下水道事業会計	1626 3	2178 5	552 2
法非適用	農業集落排水事業特別会計	5 4	15 9	10 5
	漁業集落排水事業特別会計	4	7	3
	生活排水処理事業特別会計	0	6 9	6 9

(注) 資金不足額・剰余額は、資金不足の場合、負の値で表示される。

表 16 一般会計からの繰入金の状況（基準内、基準外を含む合計額）

会 計 名		繰入金額		増減(a)－(b)
		令和3年度(b)	令和4年度(a)	
法 適 用	水道事業会計	億 万円 5 5372 3	億 万円 5 5118 8	億 万円 △ 253 5
	工業用水道事業会計	25 5	24 5	△1 0
	公共下水道事業会計	4 2947 0	4 1678 5	△ 1268 5
法 非 適 用	農業集落排水事業特別会計	3 7825 9	3 9624 5	1798 6
	漁業集落排水事業特別会計	2606 5	2693 5	87 0
	生活排水処理事業特別会計	3197 5	3343 5	146 0

(注) 一般会計の繰出金は、各会計の繰入金で表示される。

地方公営企業法第17条の2第1項第1号の規定に基づく一般会計から公営企業会計への繰出しについて、毎年度、総務省から通知が出され、その考え方に基づいた繰出しが行われている。

公営企業会計等は、表15に示すとおり、一般会計からの繰入金及び起債を充当して資金不足が生じていないことになっており、これは法（地方公営企業法、地方財政法）により制度として認められているもので資金不足比率の算定上問題はない。

しかし、国の基準に基づかない市の施策による基準外の繰入金も生じている。(2)の連結実質赤字比率でも記載したように、法適用の公共下水道事業会計、法非適用の農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計、国民健康保険特別会計（直診勘定）においては、収支不足を補うための基準外繰入を行うことで黒字を維持している実態がある。

水道事業については、算定上は約12億4千万円の剰余金があり、比率上、当面は問題ない。但し、将来的には、人口減少に伴う給水収益の減や国の基準上における繰入金（高料金対策補助金）の大幅な減少が見込まれている。さらに、管路整備・更新の計画見直しに係る費用増加が見込まれ、収支は悪化していくことが予測されるため、中長期的な視点にたつて経営の効率化と財政基盤の強化を図る必要がある。

公共下水道事業については、令和2年度からの地方公営企業法適用により、財政状態を適切に把握して事業の効率化を図っているが、収益の大半を一般会計からの繰入金で占めており、約2億円の基準外繰入金（実質的な赤字補填）により経営を維持している実態があり、下水道事業の独立採算の原則、汚水私費の原則に反するものとなっている。

令和6年度決算からは、特別会計である農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業が公営企業化（法適化）され、下水道事業会計として一本化されるため、基準外繰入はさらに増額となる見込みとなっている。

しかし、人口の減少や節水機器の普及による使用料の減や老朽化による設備更新費用の増など、下水道事業を取り巻く環境は厳しいものになっており、早急な経営改善も困難となっている。今後、厳しい環境がますます加速していくことから、公営企業法の適用により明らかと



なる経営成績や財政状況の分析結果に基づき経営の効率化を図り、適正な料金の在り方についての検討や広域化・共同化の推進等により、持続可能な事業運営の構築を促していく必要があり、基準外繰入金について、法適化以降は前年度の繰入額を下回り、逡減していくことが望ましい。

事業の持つ公益性の観点から、財政的な基盤を健全にするため、建設改良に係る費用等の一部を一般会計からの繰入れにより賄うことはやむを得ない側面があるが、一方で、受益者負担の観点や公営企業の独立採算の趣旨から、基準外繰入を可能な限り縮減し、より自立した事業運営が行われることが望ましいため、適正な料金設定のあり方も含めて、繰入金の適正な水準について検討されたい。

## 4 まとめ及び意見

### (1) 各比率の状況について

各比率の状況を見ると、審査に付された比率全体としては、次のとおりいずれも国の示す基準の範囲となっている。

表 17 健全化判断比率の状況

区 分	平成 3 年度 (b)	令和 4 年度 (a)	増減(a)－ (b)	早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
	%	%	ポイ ント	%	%
(1)実質赤字比率	— (△5.18)	— (△5.43)	▲△0.25	12.46	20.00
(2)連結実質赤字比率	— (△13.41)	— (△13.64)	▲△0.23	17.46	30.00
(3)実質公債費比率	10.9	10.8	▲△0.1	25.0	35.0
(単年度比較)	(11.08)	(11.13)	▼0.05		
(4)将来負担比率	29.4	20.9	▲△8.5	350.0	

(注) ()内の数値は、黒字を負数で表示した場合の比率である。

(注) ▲は改善、▼は悪化を示す。

**実質赤字比率**については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

**連結実質赤字比率**については、赤字を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

**実質公債費比率**については、直近3カ年を平均した本年度の比率は10.8%で、前年度に比べ0.1ポイント低下(改善)している。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り健全な状況である。なお、単年度の比率は11.13%で、前年度に比べ0.05ポイント上昇(悪化)している。

**将来負担比率**については、前年度に比べ8.5ポイント低下と大幅に改善し20.9%となっている。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り健全な状況である。

資金不足比率については、資金不足を生じていないため比率は算定されず、健全な状況である。

## (2) 各比率の今後の動向について

健全化判断比率（表 18 及び図 11～13 参照）は、交付税措置の手厚い合併特例債や過疎債等を活用して投資事業を行ってきたことと、繰上償還を積極的に行ってきたことで、改善基調である。令和 4 年度は実質公債費比率の単年度数値が前年度より悪化するなど注視する点が見受けられる。

### ① 実質公債費比率について

実質公債費比率の今後の動向は、分母においては、普通交付税の令和 4 年度追加交付分の皆減による減少が見込まれるほか、現在実施されている大型投資（周布橋整備事業・高度情報通信基盤整備事業など）による地方債元利償還金の増が分子を増加させる要因となり、過疎債、合併特例債等の交付税算入の手厚い地方債の借入にシフトによる算入公債費の増はあるものの、このような地方債の発行も限りがあることから、今後新たな大型投資事業が追加された場合には、比率の悪化が見込まれる。

### ② 将来負担比率について

将来負担比率の今後の見通しとしては、将来負担額（分子）については、投資的経費の規模を縮減していくように中期財政計画では示しているものの、ケーブルテレビ光回線化に係る宅内引込工事や周布橋の架け替えをはじめとした令和 3 年 8 月の災害復旧関連経費、河川氾濫対策としての浚渫等の防災・減災対策に要する経費等の増により、令和 5 年度以降に実質単年度収支が赤字に陥ることで充当可能基金（分子：控除財源）が減少し、比率は現行の水準から徐々に悪化していくことが懸念される。

また、学校建設事業、エコクリーンセンター基幹改良工事や市街地下水道整備工事等の大型投資事業の着手が迫っており、今後は地方債発行額や公営企業債等繰入見込額の増加が予想され、将来的にさらなる比率の悪化を招く要因となる可能性があるということにも注視する必要がある。

### ③ 資金不足比率について

一般会計については、中期財政計画において財政調整基金は今後減少傾向であるものの、見通し期間まで（令和 13 年度まで）において資金不足が生じる水準には至らないと見込んでいる。

各公営企業会計については、令和 6 年度から農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業が公営企業会計の適用を予定しており、基準が変わるため基準外繰入の増が予想されているが、引き続き一般会計からの繰入金により赤字補填を行うため、各会計が作成する投資・財政計画は資金不足が生じない見込みとなっている。

公共下水道事業と同様に、さらなる経営の効率化が求められることになる。

### (3) 類似団体との比較について

令和3年度の確報値でいえば、実質公債費比率は県内2位、将来負担比率は県内1位であるものの、類似団体内（全85団体）においては実質公債費比率76位、将来負担比率54位であり、特に実質公債費比率については高い水準にあるといえる。今後、大型投資事業に着手した場合は、類似団体と比してさらに数値は高くなるが見込まれる。

浜田市の財政状況を、人口1人当たりの類似団体との比較で見ると、表19に示すとおり、歳入では、地方税の決算構成比が低く、依存財源である地方交付税や地方債の構成比が高い。

歳出では、公債費の構成比が高く、決算額も類似団体の3倍以上となっており、その団体の財政力の強さを示す財政力指数も当市が0.39で、類似団体の0.72に比べ大きく下回り財政力が弱いことを示している。

また、地方債、公債費の構成比が高ということは、インフラやハコモノの整備などいわゆるハード事業への支出が類似団体に比べ大きいことを当市の構造的な特徴として示している。あくまでも各市の様々な要件の違いを考慮していない単純比較ではあるが、人口規模が同規模（約5万4～5千人）の4市の平均との比較（図10参照）では、実質公債費比率で3.0ポイント上回っている（比率が悪い）。将来負担比率においては、4市平均より1.6ポイント下回っている（比率が良い）。類似団体との比較においては、単純比較は適当ではないが、一つの指標として参考にされたい。

### (4) 意見（まとめ及び補足）

令和4年度の健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率（3カ年平均）将来負担比率において数値が改善しているが、実質公債費比率（単年度数値）において、若干数値が悪化している。

但し、国の基準に照らした場合には、4指標において財政の健全化を維持している。また、県内8市の状況と比較しても、当市は実質公債費比率、将来負担比率において最も比率は低く、健全な財政運営を行っている。

なお、資金不足比率においても、各会計において、算定上の赤字は発生していない。

今後の状況としては、人口減少に伴う地方交付税の遞減、高齢化にともなう社会保障費の増加、新たな行政需要への対応や近年の異常気象による災害対応などの臨時の費用も発生することが予測される。

また、今後見込まれる学校建設事業や市街地下水道整備工事をはじめとした大型投資事業による地方債元利償還金の増加が予測される。さらに、公営企業会計においては、一般会計からの繰入による財政支援が実施されており、今後も繰入額が増加する見込みである。

これらの将来的には比率を悪化させる要因が見受けられるため、これらの課題に柔軟に対応できるよう社会経済情勢を的確に把握しながら、中長期的な視点に立ち健全な財政運営を行っていくことが求められる。

さらに、懸念される課題として、保有するインフラ資産も含めた公共施設等の老朽化による維持管理に係る経費や更新需要額の増加への対応が挙げられる。今後の財政運営において財政負担を発生させ、比率を悪化させる要因である。

令和4年2月に改訂された「浜田市公共施設等総合管理計画」において、保有する資産の今後40年間の更新需要額が試算されている。その更新需要額（試算）は、公共施設（学校、公営住宅等のハコモノ）で1,086億円（年平均27.1億）、インフラ資産（道路橋梁、公園、管路等）で1,366億円（年平均34.2億円）、合計して2,452億円（年平均61.3億円）となっている。

公共施設については、「浜田市公共施設再配置方針」において、更新需要額の7割相当の経費を見込み、不足する3割分は減らしていく計画である。インフラ資産については、更新需要に対する財源が十分に見込めていないことに加え、物価高騰による経費の増など更新需要額の算定における課題があるとのことである。

更新需要に見合う財源対策については、公共施設の長寿命化に特化した「公共施設長寿命化等推進基金」を充てることで、道路や橋梁の事業費を確保するなど有効な対応をしているが、資産の老朽化への対応は、市民生活の安全安心に直結するため、引き続き、必要な財源確保を図り、優先順位をつけながら適時適切な維持更新を実施することを望む。

その際、公共施設等に係る費用抑制により、比率の数値を下げることでのみで財政運営が健全化していると判断するのではなく、必要な維持更新を適切に実施しながら数値の改善を実現することが求められている。

今後も自主財源である税収入を基本とした財源確保に努めるとともに、それに見合った市民福祉向上のための全体的なバランスに配慮した予算配分に心がけ、行財政改革を断行し、公共施設の再配置計画や「中期財政計画」をもとに、持続可能な財政運営を実現することを期待するものである。

## 〈参考〉

表 18 10年間の健全化判断比率の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1) 実質赤字比率	— % (△ 1.81)	— % (△ 3.56)	— % (△ 3.02)	— % (△ 2.69)	— % (△ 2.25)
(2) 連結実質赤字比率	— (△ 7.74)	— (△ 9.56)	— (△ 8.82)	— (△ 9.42)	— (△ 9.84)
(3) 実質公債費比率	13.4	12.0	10.6	9.9	10.1
(単年度比率)	(12.47)	(10.05)	(10.24)	(10.84)	(9.46)
対前年度比較	△ 1.1	△ 1.4	△ 0.7	△ 0.2	△ 1.4
(4) 将来負担比率	115.8	106.5	93.1	82.6	72.3
対前年度比較	△ 3.0	△ 9.3	△ 10.5	△ 10.3	△ 13.4

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
(1)実質赤字比率	— (△ 2.37)	— (△ 2.78)	— (△ 3.25)	— (△ 5.18)	— (△ 5.43)
(2)連結実質赤字比率	— (△ 9.31)	— (△ 9.88)	— (△11.50)	— (△13.41)	— (△13.64)
(3)実質公債費比率	10.5	10.9	10.7	10.9	10.8
(単年度比率)	(10.48)	(11.39)	(10.30)	(11.08)	(11.13)
対前年度比較	0.4	0.4	△0.2	0.2	△0.1
(4)将来負担比率	59.5	54.6	44.1	29.4	20.9
対前年度比較	△ 12.8	△ 4.9	△10.5	△14.7	△8.5

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示している。  
下段()の△は、黒字を意味している。

(注) 実質公債費比率は、3カ年平均値。下段()は単年度の実質公債費比率

図 11 10 年間の実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

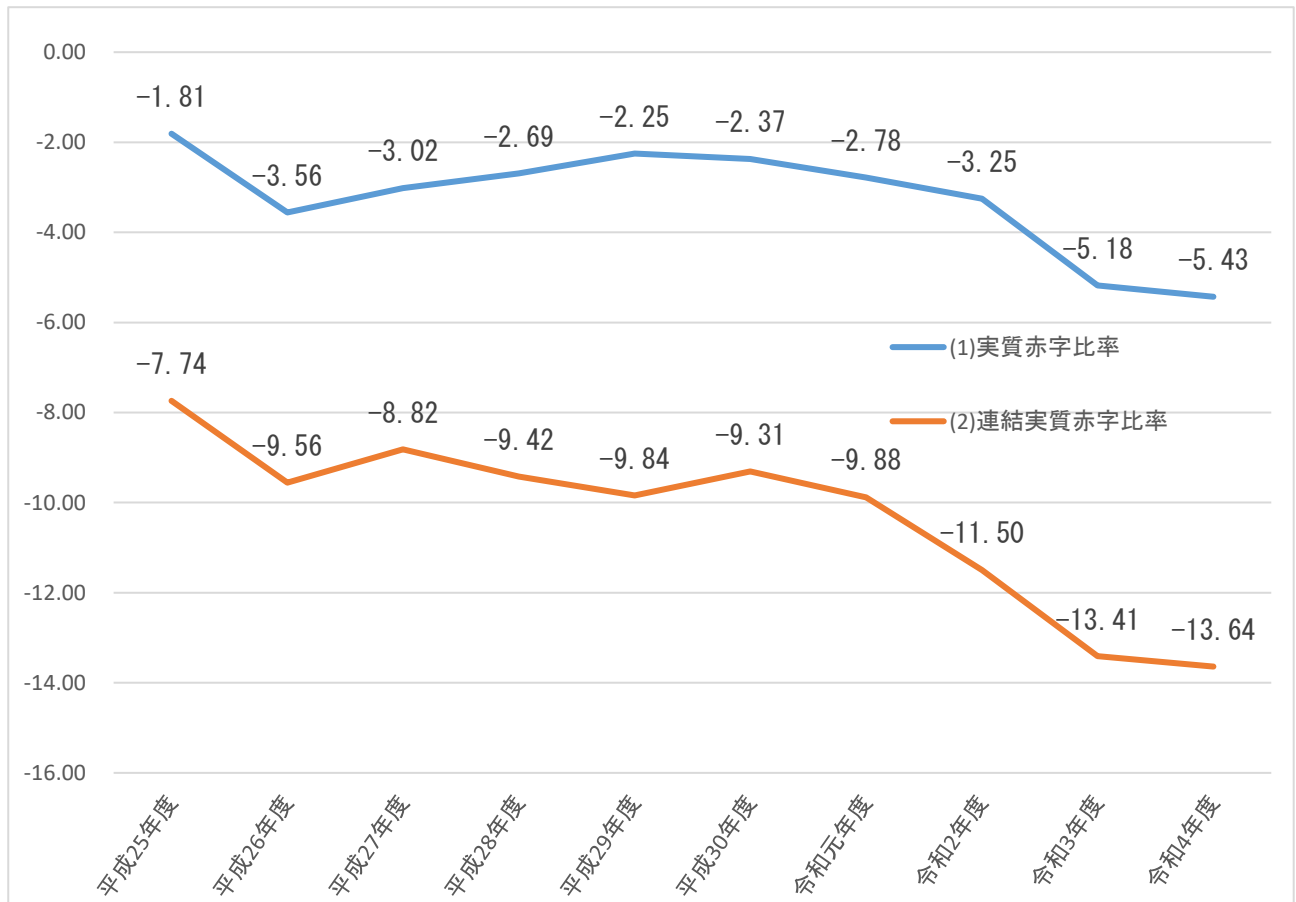


図 12 10年間の実質公債費比率及び将来負担比率の推移

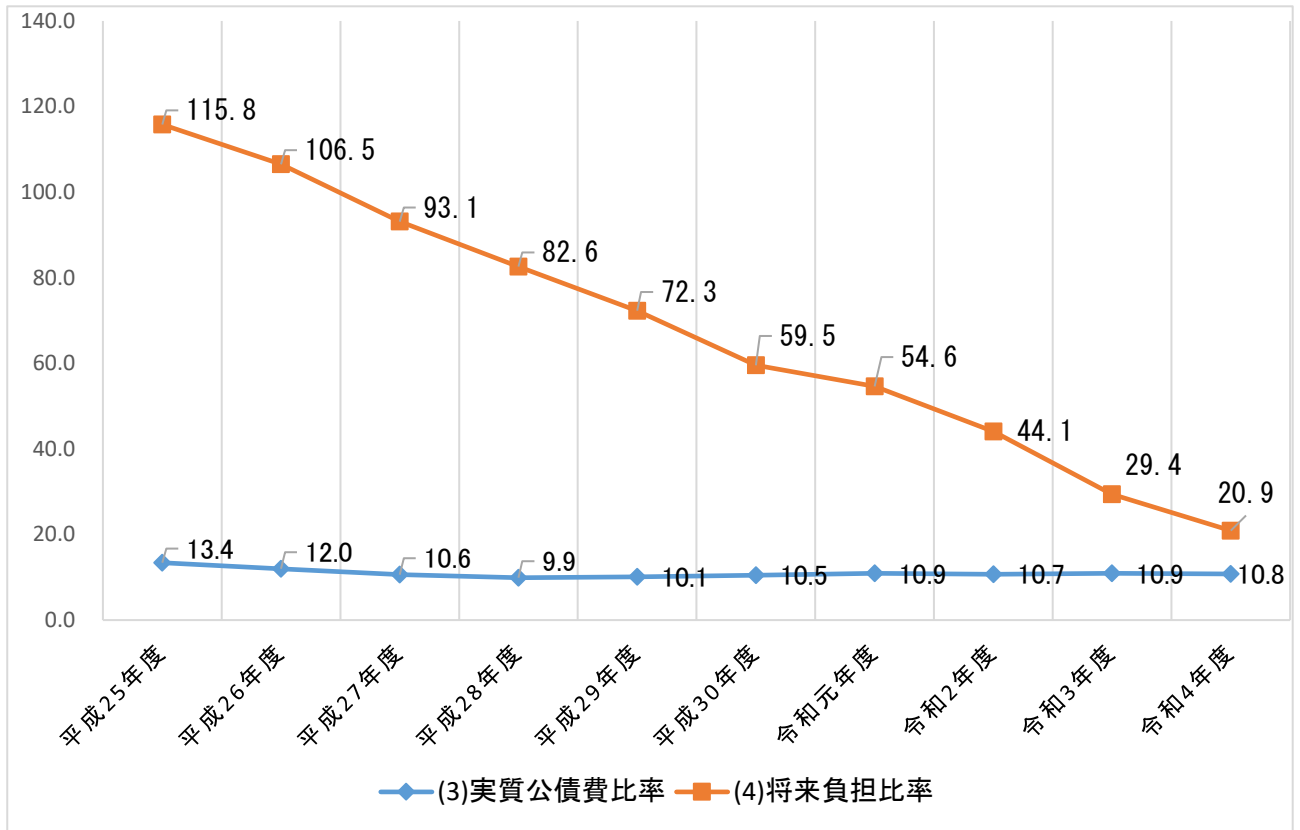


図 13 10年間の単年度の実質公債費比率の推移

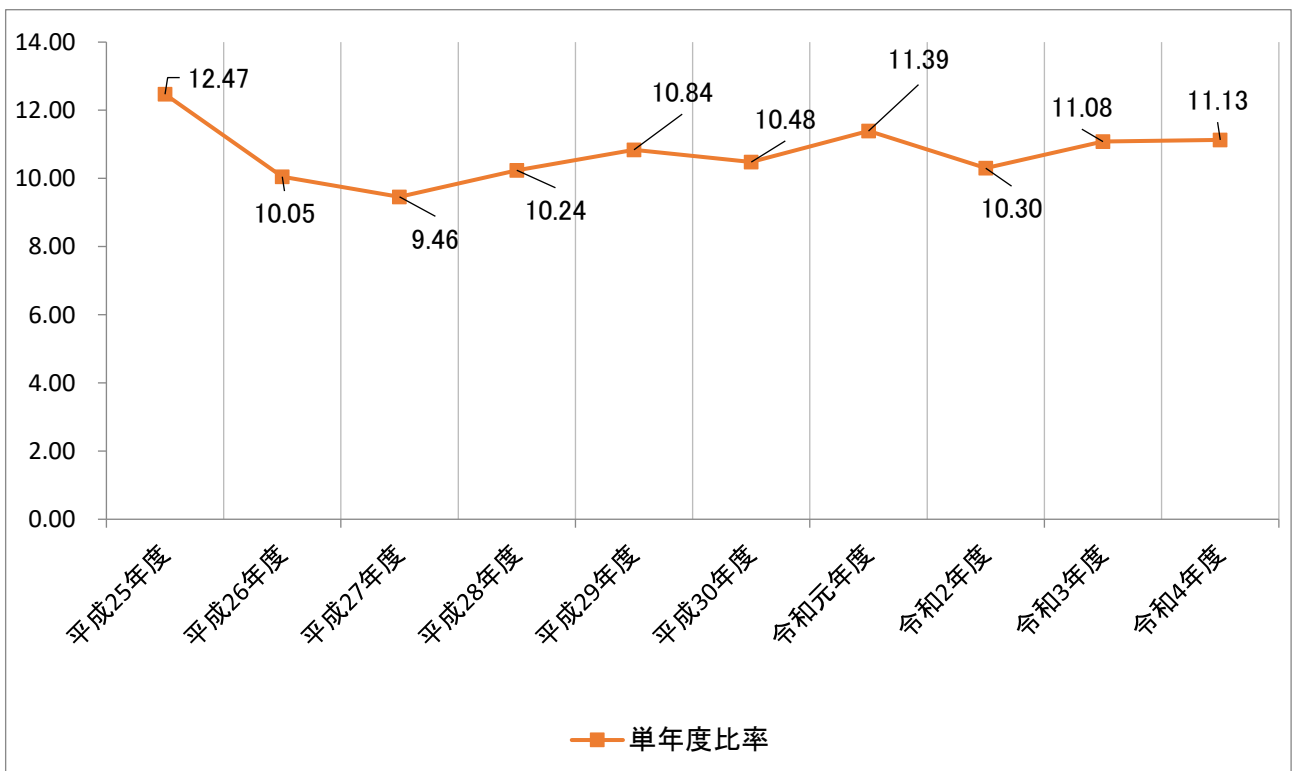
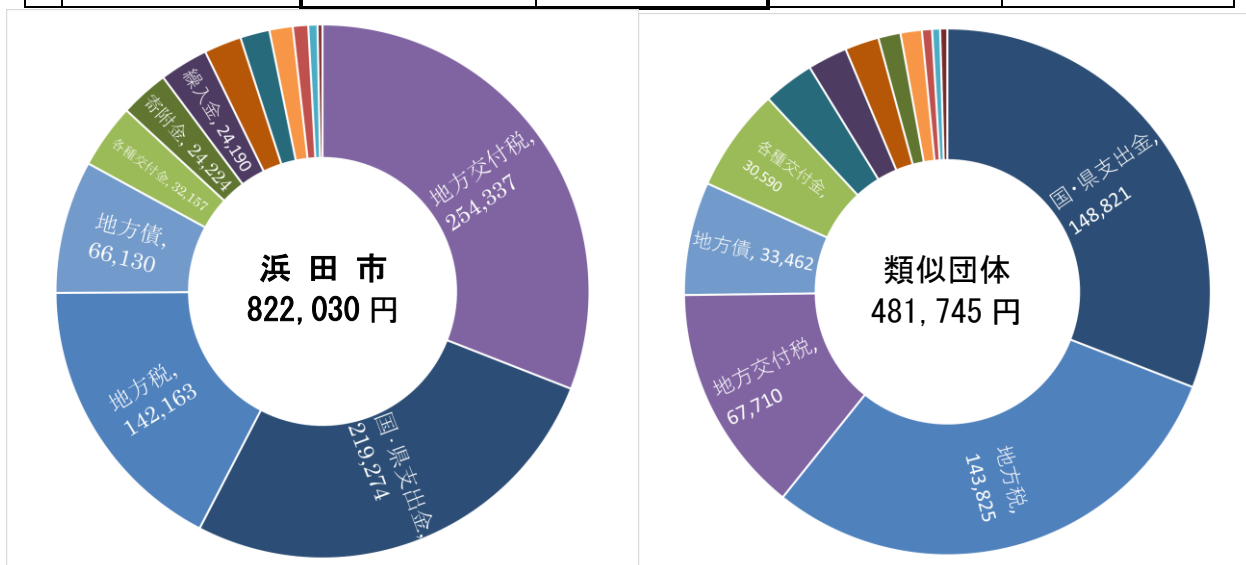


表 19 人口1人当たりで見た類似団体比較(令和3年度数値)

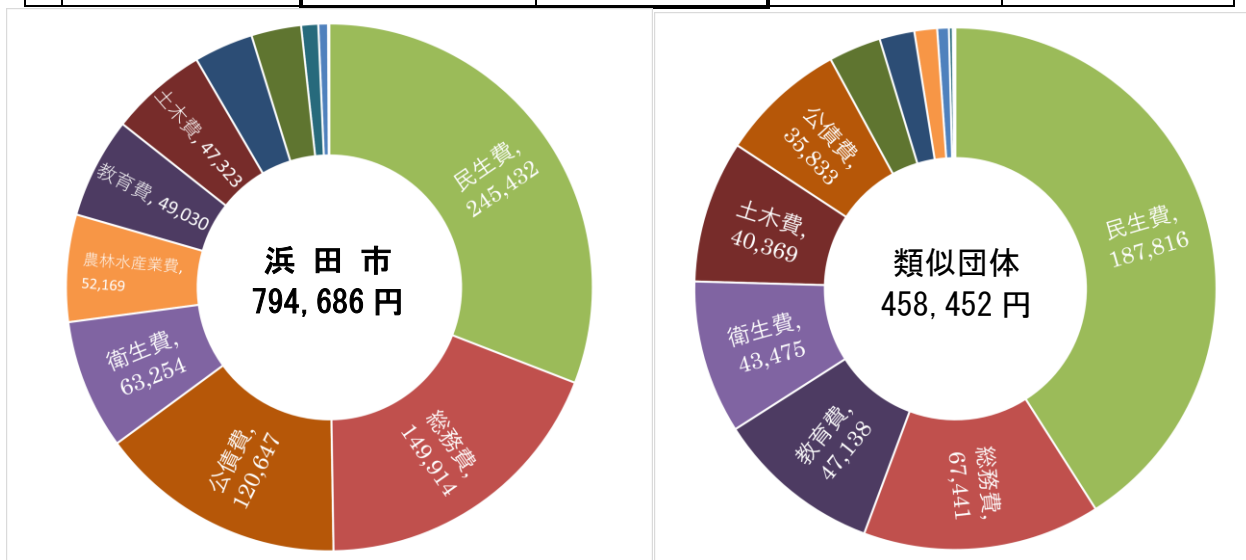
人口1人当たりの歳入の状況(抜粋)

区 分	浜田市		類似団体(都市Ⅱ-3)	
	決算額(円)	決算構成比(%)	決算額(円)	決算構成比(%)
地方税	142,163	17.3	143,825	29.9
地方交付税	254,337	30.9	67,710	14.1
地方債	66,130	8.0	33,462	6.9
歳入合計	822,030	100.0	481,745	100.0



人口1人当たりの歳出の状況(抜粋)

区 分	浜田市		類似団体(都市Ⅱ-3)	
	決算額(円)	決算構成比(%)	決算額(円)	決算構成比(%)
公債費	120,647	15.2	35,833	7.8
投資的経費	106,777	13.4	47,020	10.3
歳出合計	794,686	100.0	458,452	100.0



(財政力指数)

浜田市	類似団体
0.39	0.72

